

(第6号別紙)

令和6年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和6年10月25日(金) 午後3時から午後4時

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(10名)	丸金 ゆきこ	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	高橋 昌代	市川市民生委員児童委員協議会 理事
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	菊池 和彦	市川市立柏井小学校 校長
	岩佐 伸幸	道路交通部 次長
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局	藤井 義康	学校教育部 部長
	小島 信也	学校教育部 次長
	小林 義行	学校教育部 義務教育課 課長
	横山 謙介	学校教育部 義務教育課 主幹
	野井 泰子	学校教育部 義務教育課 副主幹

他2名

5 教育委員会挨拶

6 審議会会長挨拶

7 議題

(1) 令和6年度 在学年 児童生徒に係る指定学校変更等について(報告)

(2) 令和7年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について(報告)

【中嶋会長】

只今から、令和6年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは、議題にそって進めます。議題(1)「令和6年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について」事務局から報告してください。

## 【事務局】

「令和6年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等」につきまして、今年度も半年が経過いたしましたので、10月1日時点のデータでご報告いたします。

市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって就学すべき学校が定められております。

指定された学校に進学することが原則ですので、通学する学校を自由に選べるというものではありませんが、やむを得ない事情がある場合は、指定学校変更許可基準に応じて指定学校変更の申請を受け付けております。指定学校の変更は、許可基準に適合していることと、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離が適正で、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合に申請可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請が認められない場合もあります。

指定学校変更許可基準につきましては、小学生は15ページと16ページ、中学生は17ページに記載しております。

具体的な申請数につきましては、1ページをお願いいたします。全体としての申請数は、小学校が112件、中学校が33件でした。小学校・中学校の指定学校変更の申請理由としては、上から順番に、2番目の「事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため」が、小学校で3件でした。

続きまして、5番目の項目であります、「市内で引っ越しをしましたが、引き続き前の学校に通いたいため」が多数となっております。小学校が92件、中学校が26件でして、小学校と中学校ともに、全体の約8割を占めております。

6番目の「住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または、新築により事前に転入学をするため」と7番目の「友人関係等の特別な理由によるため」での申請が、小学校が2件ずつ、中学校が1件ずつとなっております。

8番目の「希望する学校が指定された学校より近いため」の項目では、小学校が4件、中学校が1件でした。

9番目の項目の「兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため」での申請は、小学校が2件となりました。

11番の「その他」は、小学校が6件と中学校が4件となっておりますが、内訳は、小学校は選択地域の学校を希望するものが3件、家庭の事情による申請が2件、通級指導教室のある学校を希望する為での申請が1件となっております。

「その他」の中学校の4件の内訳は、ワールドクラスを希望するものが2件、特別支援学級から通常学級へ転籍するものが2件となっております。

続いて、2ページをお願いいたします。今年度4月から9月までの区域外就学についてです。区域外就学申請とは、市川市外で住民登録をしている市内在住以外の方が特別な事情により、市川市内の小学校、中学校を希望し、市川市教育委員会に申請することをいいます。全体の件数としましては、小学校が27件、中学校が26件でした。

区域外就学の主な理由としましては、5番目の「市外に住民票を異動しましたが、引っ越すまで前の学校に通学するため」が小学校で24件と多くなっています。中学校は9件の申請がありました。

また、6番の項目の「住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため」が小学校で1件ありました。

その他の項目ですが、小学校が2件、中学校が17件となっております。内訳としましては、国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するためとなっております。

以上、令和6年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について、10月1日現在の中間報告でした。よろしくご報告いたします。

## 【中嶋会長】

それではただいま事務局より、(1)についての報告がありました。ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。また後で質問していただいても構いませんので、お願いいたします。

続いて、議題(2)「令和5年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について」事務局から報告してください。

## 【事務局】

議題2の「令和7年度 新入学に向けて 児童生徒数増加傾向の学校状況と指定学校変更の制限について」ご説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。「令和6年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計」です。こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を元にした、令和12年度までの小学生・中学生の児童・生徒数の推移となります。

小学生の児童数は、令和7年度までは少しずつ増えていきますが、令和9年度からは全体的に、若干ですが減少する傾向となっております。また、学級数ですが、右の表とグラフにありますように、児童数と同様に、令和8年度までは増加傾向ですが、児童数の減少とともに、令和9年度からは学級数も減少していく推計が今年度の時点では出ております

中学生の生徒数は、令和8年度までは、若干減少傾向ですが、令和9年度からは、市川駅と本八幡周辺の学区内の生徒数増加に伴いまして、令和11年度まで微増傾向となっております。学級数も、生徒数と同様に、令和9年度から令和11年度までは、全体的に若干ではございますが、増える傾向となっております。

続きまして、4ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1クラス何人で編制するかという基準を示したものになります。令和3年の法律改正により、小学校の全ての学年で1クラス「35人学級」の導入が、令和3年度より段階的に行われ、来年度の令和7年度には、全ての学年で35人学級となります。

4ページの下段からになりますが、学校ごとの児童数及び学級数の推計となります。10ページまでの表は、今年度、入学時に指定学校変更の際に、制限校としていた学校となります。制限校につきましては、学校と協議の上、学区外から入学できる人数を決め、決定しております。制限をかける理由としましては、各学校の教室数や、給食の提供数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定しています。児童生徒数が、学校の教育環境を維持することが難しい場合には、学区外からの申請を制限したり、抽選を実施したりすることで、教室不足等への対応をしております。

学校ごとの表は、5年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の学区の年齢別人口に、過去の1年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居率や私立学校への入学者数、指定学校の変更者数などが含まれており、実際に入学した過去3年間の実績をもとに作成しております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

来年度新入学 指定学校変更の制限校ですが、上限を設定し、上限を超えた場合は抽選を行う学校は、学校番号順に、小学校では、5ページの八幡小学校と宮田小学校と富貴島小学校、次の7ページの妙典小学校の4校が、また同様に、中学校では、8ページに記載しております第二中学校、第三中学校、第四中学校、続きまして9ページの第六中学校、福栄中学校、妙典中学校の6校、義務教育学校の塩浜学園となります。

こちらの11校は、来年度も特別教室を含め、普通教室等、教育活動に必要な教室が不足しております

ので、指定学校変更の申請が終了した後、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等、調整をしてまいります。

第一中学校につきましては、昨年度までは制限校でしたが、学校と協議をし、教室数等の調整が可能となりましたので、来年度からは制限を解除いたします。

また、4ページの市川小学校、6ページの鬼高小学校と信篤小学校と新浜小学校につきましては、学区内の人口増加が今後も続くことと、特別教室を含め普通教室も余裕が全くない状況となっております。学区外から児童を受け入れますと、学校の教育環境を維持することが厳しくなりますので、学区外からの受け入れが難しい状況となっております。そのため、来年度の入学生につきましても、兄・姉のいる児童のみの受け付けとなります。

信篤小学校につきましては、昨年度までは制限校でしたが、学区内の児童数と学級数ともに、令和7年度から令和8年度にかけて増加する推計が出ております。例年通り、学区外からの申請を受け入れますと、学校の教育環境を維持することが難しくなりますので、来年度の入学生は、兄弟が在籍している方だけの申請とさせていただきます。

同じく、7ページの大和田小学校ですが、大和田小学校も教室不足の状況が続いておりますので、昨年度と同様に、兄弟が在籍している場合と、指定された学校よりも距離が近い方を対象に受付いたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。こちらは、来年度新1年生の指定学校変更の制限校を地図にまとめたものとなります。水色の表示は、上限を定めて制限を行う学校となりまして、小学校は4校、中学校は6校、義務教育学校の塩浜学園が1校となります。ピンク色の表示の学校は、兄弟が在籍している場合のみ受け入れる学校で、小学校が4校、市川小学校と鬼高小学校、信篤小学校、新浜小学校となります。黄色の表示は、兄弟が在籍している場合と、指定された学校よりも近い場合は申請が可能となる学校となりまして、大和田小学校となります。

続きまして、12ページをお願いいたします。こちらは、本日、10月25日に新入生の保護者に向けて郵送しました入学通知となります。実際に保護者の方には、圧着式のハガキサイズの通知書をお送りしております。

まず、申請方法につきましては、昨年度と大きく変更になった点はございません。受付期間は、11月5日（火）から16日（土）までとなります。平日は、午前9時から午後5時まで、土曜日は、9日（土）は南行徳市民談話室にて、16日（土）は市役所第二庁舎にて、午前10時から午後3時まで行います。

続きまして、14ページをお願いします。郵送での申請受付は、申請理由が、希望する学校が指定された学校よりも近いためと、義務教育学校等への通学を希望するための2つの理由について行います。

上限を設定している学校につきましては、人数を超えた場合は抽選を行います。11月29日（金）に抽選の有無を発表し、抽選を行う場合の抽選日は12月9日（月）の予定です。

以上、令和7年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についての報告となります。よろしくをお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。議題（2）の報告でした。ご質問やご意見等はございますか。

#### 【石原委員】

第一中学校の制限が解除となったという報告がありました。第一中学校は、ここ数年間で東国分中学校から10人前後指定学校変更をしたり、第二中学校からも数名変更をしたりしています。資料を見ると、他の制限校の学校とあまり違いがないように思いますが、解除をするにあたって何か理由があったのか教えてください。

**【事務局】**

第一中学校につきましては、ここ数年間の指定学校の変更者数（他校から第一中学校へ変更を希望する人数や、第一中学校から他校を希望する人数）等を考慮し、また、第一中学校の普通教室数と特別教室等に現在は余裕がある状況ですので、一度制限を解除して、今後の様子を見ていきたいと考えております。

**【中嶋会長】**

その他にご意見やご感想がある方はお願いいたします。

**【富田委員】**

義務教育学校の塩浜学園が制限校であるということを知っていますが、今までに抽選を行ったことはありますか？

**【事務局】**

塩浜学園は、前期と後期ともに、令和3年度の新入生から制限校となっておりますが、今のところ人数の上限に達したことはありませんので、抽選を実施したことはございません。

**【中嶋会長】**

その他に何かございますでしょうか。

それでは、私から質問いたします。

制限をかける学校が多くなるということは、小規模校から大規模校へ希望する方が減って、少人数で学校規模が成り立たなくなるような学校が少なくなると思われれます。

特に、二俣小学校等の小規模校は、他校に変更する方が多く、少人数で学校規模が成り立たなくなるのではと心配しておりました。その辺りはいかがでしょうか。

**【事務局】**

今年度の二俣小学校の1年生の入学者数は11名で、信篤小学校に指定学校変更された方が多くいました。

来年度の新入生につきましては、信篤小学校が、普通教室や特別教室共に空き教室が全くない状況であることと、学区内の児童数の増加に伴い、来年度の新入生は兄弟が在籍している方のみの指定学校変更のみとなりました。

二俣小学校の新1年生については、1クラスになるか2クラスになるかはまだ分かりませんが、学区内の児童数は一定数おりますので、引き続き様子を見ていきたいと考えております。

適正な学校規模の条件として、国の標準規模をもとに、市川市では「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」と示されております。

市川市では、令和5年度から指定学校変更の基準を改定しておりまして、住民票のある学区の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合は、許可基準に適合する場合は申請を認めております。

また、許可基準につきましては、資料の16ページをお願いいたします。令和8年度からは、小学校の「友人関係等の特別な理由によるため」を削除します。今年度までの3年間は、その経過措置として対応しております。この件につきましては、幼稚園や保育園等にも周知しております。

以前に比べて、指定学校変更の申請数も減少してきておりますし、原則は学区であることを相談時や電話等での対応でもお伝えしているところでございます。

#### 【丸金委員】

資料を見ていますと、全体的に見ると小学校の方が、児童数が1年間で増加する学校が何校か見受けられます。また、大和田小や宮田小など、教室数がかなり足りないという話も聞いております。1クラスの児童数が増えると対応もかなり大変だと思われませんが、その辺りの教育環境について教えてください。

#### 【事務局】

駅の周辺を中心に教室不足の学校が多くなっております。市川駅周辺ですと特に市川小学校、宮田小学校、本八幡駅周辺ですと、大和田小学校、八幡小学校につきましては、教室不足の状況が続いております。その要因としては、35人学級になったことと、少人数教室や英語ルーム、パソコンルーム等の特別教室が以前よりも多く活用されていることが挙げられます。教室不足の学校につきましては、先ほどもお伝えいたしました、学区外の受け入れについて人数の制限等をかけて対応しております。

#### 【丸金委員】

大和田小学校は、教室不足によりプレハブが建設されましたが、それでも今後、厳しい教室不足の状況が続くと思われしますので、対応をよろしく願いいたします。

#### 【中嶋会長】

他にはございますか。

#### 【高橋委員】

以前、学校支援実践講座で、信篤小学校に行ったときに、3年生の子が、30分以上かけて通学していて、本来なら二俣小の学区でしたが、お母さんに信篤小学校に行くように言われ、二俣小学校に入れなかったという話を聞きました。信篤小学校は児童数が多く、二俣小学校は少ないとのことですが、指定学校変更はどのくらいの通学時間まで認められるのでしょうか。

#### 【事務局】

15ページと16ページの許可基準を見ていただきまして、15ページの8番、16ページの7番ですが、指定された学校よりも近いという項目がありまして、直線距離で、学校の事務室から学区の学校が近い場合に、この項目で申請することができます。信篤小学校は、上限を超えた場合は、抽選の対象校でしたが、昨年度は何とか抽選はせずに、受け入れることができました。今年度の1年生は、申請理由につきまして距離が近いという方が13名、兄弟が信篤小に通っているという理由での申請が13名、友人関係等の事情での申請が1名、心身の障害または疾病での理由が1名でした。

距離での申請は、教育委員会にて距離を測定し、距離が近ければ、申請が可能ということになっております。

距離につきましては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条で定められておりまして、小学校は4kmまで、中学校は6km以内です。信篤小に変更を希望される方は全員4km以内になっておりまして、通学時間も含めて申請可能となっております。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和6年度第2回通学区域審議会を終了いたします。事務局に戻します。

**【事務局】**

次回 第3回 通学区域審議会の開催につきましては、年が明けた令和7年2月4日（火）または2月7日（金）の午前中の開催を考えております。日程調整につきましては、改めてご連絡をさせていただきます。

**【小林課長】**

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。次回の審議会もよろしくお願いいたします。お気をつけて、お帰りください。

令和6年10月25日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会  
会 長 中 嶋 貞 行